

## ABA の公費化について

平成 31 年 4 月 3 日

厚生労働省障害福祉課障害児・発達障害者支援室

○ ABA (Applied Behavioral Analysis) とは、我が国では応用 行動分析学と訳されており、心理学の学問分野の一つである。行動を個人と環境との相互作用として捉えて分析する手法とされており、自閉症児や発達障害児に対する支援に、ABA の知見を活用することが有効であるとの研究が海外を中心に行われていることは承知している。

○ 我が国でも、現行制度で障害福祉サービスの給付対象となっている児童発達事業等の事業所において ABA を実施することは可能であり、そうした支援を行っている事業者もある。

○ 一方で、ABA に基づく支援（週 20 時間の ABA による個別療育等）を新たな給付等として別途公費化することについては、以下のような課題があり、時期尚早であると考え

① 週 20 時間の ABA による個別療育に関する効果等について、十分な検証がなされておらず、まずはその効果や有効な支援方法を検証するための研究が必要である。

② 我が国では、支援者が十分に ABA に関する知見を持ち合わせている状況にはなく、また、これに基づく支援を認定する仕組みがなく、質が担保できない可能性がある。

③ ABA に基づく支援のほかにも、有効とされるさまざまな支援があり（例：TEACCH プログラムなど）、ABA のみを公費化の対象とすることはバランスを欠く。

○ 他方で、自閉症児や発達障害児に対する支援の質を高めることは重要な課題であり、厚生労働省としては、

① 2018 年度より、発達障害に係る研修において、ABA の内容を盛り込むとともに、

② 2019 年度・2020 年度の厚生労働科学研究において、ABA を含めた、エビデンスに基づく発達障害の支援方法等を整理・研究することとしており、

③ さらに、ABA を活用した障害児の親に対する支援（ペアレントトレーニング）について、予算事業により支援を行っているところ。

○ 厚生労働省としては、今後とも、ABA を含めたより効果的な支援方法についての研究を進め、有効な要素を取り入れた発達障害者支援施策の推進に努めていく所存。